

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第19号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者について、公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじの日時及び場所は次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

1 日時 令和8年2月5日 午後6時

2 場所 さいたま市桜区役所